

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01384

研究課題名（和文）家族形態の多様化と基礎的財産制の再構築

研究課題名（英文）Reconstruction of the General Rights and Duties of the Spouses : a comparative view

研究代表者

松久 和彦（Matsuhisa, Kazuhiko）

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：90550426

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、欧州各国の共同生活の経済的基盤に関する法制度（基礎的財産制）の比較法研究を通じて、基礎的財産制の意義と法実務の運用状況を明らかにすることができた。欧州諸国での基礎的財産制の伝統的な議論を整理しつつ、基礎的財産制の歴史的な意義やその役割、さらに同制度を今後どのように位置づけようとしているのかを解明することで、日本での基礎的財産制の具体的な制度内容の提言のための足掛かりを得ることができた。また、欧州各国の共通項としてまとめられた「欧州家族法原則」と欧州各国への影響、各国の国内法の議論にどのような影響を与えているのか、さらに検討する必要があることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現行の夫婦財産制では、婚姻共同生活の経済的側面は、日常的な夫婦間の現実的な協力を通じて支えられているが、このような協力関係を安定的に維持する、あるいは協力関係を法的に評価する規定が不足している。家族形態の多様化という社会状況の変化が夫婦財産制、基礎的財産制に与える影響、法改正に向けて検討すべき事項を明らかにすることができた。欧州諸国での基礎的財産制の歴史的な意義やその役割、さらに同制度を今後どのように位置づけようとしているのかを解明するとともに、欧州諸国の法制度の分析・検討から、基礎的財産制を含めた夫婦財産制の抜本的な改正が喫緊の課題とされている日本の議論に示唆を得ることができると考えている。

研究成果の概要（英文）：In this study, through comparative legal research on the legal system concerning the economic basis of community life (general legal effects of marriage) in European countries, this study was able to clarify the significance of the general legal effects of marriage system and its operation in legal practice. In particular, we examined the historical evolution and contemporary significance of the general legal effects of marriage system. It also became clear that there is a need to further examine the "European Family Law Principles" that were compiled as a common denominator for European countries, their impact on European countries, and how they influence the discussion of domestic law in each country.

研究分野：民事法学

キーワード：夫婦財産制 ドイツ ヨーロッパ

1. 研究開始当初の背景

婚姻当事者の財産関係を規律する法制度を「夫婦財産制」といい、日本では別産制(民法762条)が採用されている。戦後、性別役割分業の固定化によって、妻は家事・育児を担う専業主婦であることが平均的な家族像として定着した。専業主婦には現実的に財産が帰属せず、実質的な不平等が生じることとなる。そこで、判例・学説は、この不平等を解決するものとして、離婚の際の財産分与(民法768条)、当事者の一方の死亡の際の配偶者相続権(民法890条)を位置付け、専業主婦の財産権の保護を図ってきた。しかし夫婦財産制に関する論考の多くは、その理念や制度内容・立法経過を論ずるものであり、専業主婦を最大限保護する一つの理想形として紹介するものであった。その結果、日本では、「夫婦財産の清算」といった婚姻解消時の問題を中心に議論され、婚姻中の共同生活をどのように保護するのか、それが婚姻解消時にどのように影響するのか、さらには、婚姻が保護すべきものは何かといった理論的考察は必ずしも十分に行われてこなかった。

これらの問題について、2018年に相続法が改正され、法律婚の生存配偶者の権利の確保と生活の保護を目的とした法改正が行われた。この改正によって、死亡解消時に「配偶者短期居住権・配偶者居住権」として居住権が保障されることとなったが、居住権の保障の必要性は、婚姻継続中、離婚時にも認められるものであり、また、婚姻解消時に初めて保障されるものでもないはずである。

他方、EU諸国の多くの国々では、共同生活の経済的基盤に関する法制度(婚姻費用分担義務・日常家事債務の連帯責任・居住用不動産の保護・財産状況の報告義務等)を「基礎的財産制」として、婚姻期間中に当事者が取得した財産の帰属に拘わらず、全ての婚姻当事者に適用する制度を設けている。さらに、欧州諸国では、EUの域内領域で適用される家族法典に向けた動きがみられる。その1つとして、欧州家族法委員会(CEFL)の活動がある。CEFLは、比較法研究を通じて、域内統一の家族法典としてふさわしい「欧州家族法原則」を提示することを目的して活動している。CEFLは、2013年に夫婦財産制に関する「欧州家族法原則」及びその資料を公表している。このように、ヨーロッパにおいて新たな展開がみられている。このような欧州諸国の動向からは、居住権の保障の内容は、婚姻中・離婚後の子どもの養育環境を保護するものへと変わりつつあることが見て取れる。

そこで、本研究では、申請者のこれまでの研究成果を踏まえ、欧州諸国の基礎的財産制に関する議論を検討・分析し、婚姻中の共同生活をどのように保護するのか、それが婚姻解消時にどのように影響するのか、さらには、婚姻が保護すべきものは何かといった理論的考察を行うことが必要であるとの問題意識を持つに至った。また、欧州諸国での基礎的財産制の伝統的な議論を整理しつつ、基礎的財産制の歴史的な意義やその役割、さらに同制度を今後どのように位置づけようとしているのかを解明することで、日本での基礎的財産制の具体的な制度内容の提言のための足掛かりとするとともに、日本の法制度の課題を明確にし、日本での基礎的財産制の具体化を目指すこととした。

2. 研究の目的

上記の背景及び研究成果をもとに、本研究では、欧州諸国における基礎的財産制の位置づけを考察することによって、日本の新しい婚姻当事者の財産関係に関する法制度への提言を目指し、その基礎的研究を行うこととした。具体的には、欧州諸国の法制度の比較法研究を通じて、全ての婚姻当事者に共通する、婚姻共同生活の経済的基盤に関する法制度(基礎的財産制)の歴史的変遷と現代的意義の検討・分析を行うこと、婚姻共同生活に必要な費用の分担と履行の確保、家事や子どもの養育への参画、居住環境の保護など基礎的財産制に関する個別の問題の具体的な規定内容の検討や裁判例の分析を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

上記研究目的を達成するために、申請者がこれまで積み重ねてきた研究成果を基礎として、次の3つの方法から研究を進めていくこととした。

第1に「基礎的財産制の歴史的変遷と現代的意義の検討」として、各国の基礎的財産制を構成する規定が、どのような法的問題に対応するために設けられたのか、基礎的財産制の構成する規定が、各国の裁判例・実務においてどのような役割を果たしているのか、基礎的財産制の現状について、各国ではどのような議論がなされているのか、を取り上げることとした。

また検討に際しては、基礎的財産制を設ける欧州諸国の体系書や注釈書における基礎的財産制に関する記述の分析を行い、その際、各国の財産の帰属・管理に関する法制度との関連性を中心に検討することとした。それは、申請者は、基礎的財産制は、全ての婚姻当事者に共通して適用されることから、その意味合いは、各国の財産の帰属・管理に関する法制度ごとに異なるのではないかとの問題意識に基づいている。これまでの研究成果を踏まえ、欧州諸国の基礎的財産制の単なる比較ではなく、財産の帰属・管理に関する規定との関連性に留意しつつ、基礎的財産制が夫婦財産関係法においてどのように位置づけられ、またどのような考え方からそれが裏付けられてきたのか、どのように評価されているのかを解明する。これらを通じて、今日の欧州諸国

における基礎的財産制が形成されてきた背景を探っていく。

第2に「基礎的財産制に関する個別の問題の具体的な規定内容の検討、裁判例の分析」として、欧州家族法委員会（CEFL）が提示する「欧州家族法原則」に関する議論状況を考察し、各国への理論的な影響や裁判例をはじめとする法実務の分析を行う。ここでは、CEFLの資料を基に、理論的基礎に関する総論的考察と個別具体的な制度内容に関する各論的考察に分けられる。総論的考察においては、日本とCEFLをはじめとする欧州諸国での基礎的財産制の考え方、すなわち、別所有・別管理という個人主義的原理を修正する共同生活の経済的基盤を規律する原理をどう考えているのか、なぜそれが必要なのか、また概念自体の理解・用いられ方にも差異があると考えられる。各論的考察においては、すでに、申請者は欧州諸国における基礎的財産制の一部を分析、公表している。しかし、諸制度がどのような理論的背景に基づいて位置づけられているのか、不十分である。今後もこれまでの研究成果を踏まえて、具体的な法制度の内容の検討・分析を進めていきたいと考える。さらに、CEFLの上記原則が欧州諸国の国内法の議論にどのような影響を与えているのかを検討する。

以上のような文献・資料の分析に加え「ヨーロッパでの調査による情報収集」を行う。基礎的財産制に関する議論状況を基本的な調査項目として、海外調査・資料収集を行い、ヨーロッパでの海外調査による情報収集と意見交換（学会への出席、「欧州家族法原則」編集責任者及び各国報告書作成者へのインタビュー）を行うこととしていた。

4. 研究成果

(1) 令和2年度の研究成果について

令和2年度は、研究計画のテーマの1つである「基礎的財産制の歴史的変遷と現代的意義の検討」に取り組み、基礎的財産制を設ける欧州諸国の体系書や注釈書における基礎的財産制に関する記述の分析を行った。特に、ドイツ・スイス・オーストリアの基礎的財産制の文献の収集、課題の整理を中心に進めた。上記3・第1・については、十分な知見を得られずにいたが、今年度中に公表された書籍・論文内に、上記の課題について触れるものがあり、課題に対する検討状況について一定の見通しを得ることができた。次年度以降は、上記以外の国々にも対象を広げるとともに、改正状況およびその議論状況を継続的にフォローする予定である。

(2) 令和3年度の研究成果について

令和2年度に引き続き「基礎的財産制の歴史的変遷と現代的意義の検討」に取り組んだ。昨年度に引き続き、基礎的財産制を設ける欧州各国の体系書や注釈書における基礎的財産制に関する記述の分析、とりわけ、ドイツ語圏（ドイツ・スイス・オーストリア）の基礎的財産制の文献の収集、課題の整理を中心に進めた。上記3・第1・については、十分な知見を得られずにいたが、公表された書籍・論文内に、上記の課題について触れるものがあり、課題に対する検討状況について一定の見通しを得ることができた。また、上記3・第1・については、ドイツでは法改正があり、そこでの議論からは、婚姻当事者間の権利義務関係をめぐる日本での議論にも影響を与える課題が明らかになった。

(3) 令和4年度の研究成果について

令和4年度は、「基礎的財産制の現代的意義の検討」を中心に研究した。具体的には、欧州各国の基礎的財産制を構成する諸規定に関する裁判例・実務の動向、法改正に向けた議論について検討した。昨年度に引き続き、基礎的財産制を設ける欧州各国の体系書や注釈書における基礎的財産制に関する記述の分析、とりわけ、ドイツ語圏の基礎的財産制の文献の収集、課題の整理を中心に進めた。については、昨年度中に公表された書籍・論文内に、研究課題に触れるものがあり、検討を進めることができた。特に、日本における日常家事債務の連帯責任に関する問題については、ドイツの裁判例を分析することで、専業主婦を念頭に置いて展開されてきた法制度の運用がどのように変化してきたのか、婚姻形態・家族形態の多様化といった社会状況の変化に着目した整理を行うことができた。また、については、欧州各国の中からいくつかの国々を選び、各国の法律家等によって構成される学会・アカデミー等における議論を調査し、各国の法改正に向けた具体的な立法提案や提言等を検討した。法改正を実現した国やそうでない国もあるが、基礎的財産制の枠内において基本的な概念、制度とされてきたものの現代化に向けた議論の経緯を確認することができた。

(4) 令和5年度の研究成果について

昨年度に引き続き「基礎的財産制の現代的意義の検討」を中心に研究した。基礎的財産制は、婚姻共同生活の経済的基盤を下支えする制度であるとの理解から、欧州各国における基礎的財産制の役割の変化、とりわけ、婚姻形態・家族形態の多様化といった社会状況の変化が、これらの諸制度にどのような影響を与えてきたのかを検討した。また、欧州での実体法の統一に向けた議論が、欧州各国の国内法における基礎的財産制や婚姻財産制の議論動向にどのような影響を与えているのか、具体的な法改正に関する議論を検討した。これまでドイツ語圏の文献の収集、課題の整理を中心に進めてきたが、とりわけドイツにおいて、専業主婦を念頭に置いて展開されてきた法制度に対するジェンダーの視点からの批判や欧州各国との法制度と比較して不十分な部分を改めるために、婚姻財産制に関する具体的な立法提案や提言等が公表されたことから、こ

これらの議論について検討・整理をした。そこには、婚姻当事者の財産的独立を実現する法制度として理解されてきた別産制に対する批判などがみられる。さらに、基礎的財産制についても、これまで理解されてきた概念、制度に対して批判がなされ、社会状況の変化に対応した「現代化」の動向を確認することができた。本研究の対象とした国々の全ての国で、このような状況が見られるものではないが、基礎的財産制・財産の帰属・管理に関する法制度の現代的意義について一定の成果を得ることができ、今後の研究の課題を整理することができた。

(5) 今後の展望

CEFLをはじめとする、欧州諸国における基礎的財産制の資料は集めたものの、十分に活かすことができなかった。他方で、ドイツでは、婚姻財産制の改正議論等新たな展開が見られている。また、本研究では、今日の欧州諸国における「基礎的財産制」が形成されてきた背景を探っていくことができなかった。今後も、ドイツ及びヨーロッパの議論状況に着目しつつ、夫婦財産制の検討をしたいと思う。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川上 生馬, 矢島 秀和, 城内 明, 松久 和彦	4. 巻 94巻7号
2. 論文標題 民法（判例回顧と展望 2021）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 70-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松久和彦	4. 巻 30
2. 論文標題 財産分与請求権の具体的内容が形成される前の段階において、財産分与対象財産であることの確認を求め る訴えは、確認の利益を欠き、不適法であるとした事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 速報判例解説	6. 最初と最後の頁 109-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松久和彦	4. 巻 24
2. 論文標題 親権者の再婚・連れ子養子縁組と実親の扶養義務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事判例24 2021年後期	6. 最初と最後の頁 110-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松久和彦	4. 巻 31
2. 論文標題 夫婦同氏制と憲法適合性 - 違憲判断をした渡邊裁判官の意見	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 速報判例解説	6. 最初と最後の頁 133-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 158巻6号
2. 論文標題 超過教育費と婚姻費用分担額の算定	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1465-1469
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 28
2. 論文標題 財産分与において、分与しないものと判断された財産についても引渡しを命ずることができるとした事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 速報判例解説	6. 最初と最後の頁 121-124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 濱田 絵美, 矢島 秀和, 城内 明, 松久 和彦	4. 巻 93巻6号
2. 論文標題 民法 (判例回顧と展望 2020)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織, 松久和彦	4. 巻 818
2. 論文標題 家族法判例総評 : 2021年[第2期]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 11-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 157巻6号
2. 論文標題 年金の繰下げ受給と婚姻費用の算定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 198-203
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 156巻4号
2. 論文標題 家事裁判例紹介 高額所得者の婚姻費用の算定方法[東京高裁平成29.12.15決定]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 838-843
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山敦・松久和彦	4. 巻 804
2. 論文標題 相続法コンメンタール(第20回)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 41-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 4
2. 論文標題 判例解説:最判令和元年・8・9民集73巻3号293頁 - 再転相続の熟慮期間の起算点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家事法の理論・実務・判例	6. 最初と最後の頁 105-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山敦・松久和彦	4. 巻 805
2. 論文標題 相続法コンメンタル(第21回)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 27-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山敦・松久和彦	4. 巻 806
2. 論文標題 相続法コンメンタル(第22回)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 40-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山敦・松久和彦	4. 巻 807
2. 論文標題 相続法コンメンタル(第23回)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 33-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山敦・松久和彦	4. 巻 808
2. 論文標題 相続法コンメンタル(第24回)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 47-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 1686
2. 論文標題 相続預金と財産分与の関係（民法768条）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 金融・商事判例増刊号「相続判例の分析と展開」	6. 最初と最後の頁 36-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 160巻1号
2. 論文標題 婚姻費用分担の審判と父子関係の存否	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 167-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 26
2. 論文標題 家族裁判例の動向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民事判例	6. 最初と最後の頁 34-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 第3版
2. 論文標題 夫の所得と共有財産	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民法判例百選 親族・相続【第3版】	6. 最初と最後の頁 22-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 養育費履行確保へ向けた公的支援	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 151-179
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 不貞の相手方に対する離婚慰謝料請求の可否(最三小判2019(平成31)年2月19日民集73巻2号187頁)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジェンダー法学会 編、編集代表 二宮周平・後藤弘子『ジェンダー視点で読み解く重要判例40』	6. 最初と最後の頁 110-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 本山敦編著、青竹美佳、梅澤彩、遠藤隆幸、大島梨沙、佐々木健、羽生香織、松久和彦、水野貴浩、宮本誠子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 484
3. 書名 逐条ガイド相続法 民法882条～1050条	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------